

# 福島県流域下水道維持管理要綱

令和6年4月

福島県土木部下水道課

# 目 次

第 1 章	総則（第 1 条、第 2 条）	1
第 2 章	流域関連公共下水道の接続（第 3 条～第 5 条）	1
第 3 章	流域下水道の使用（第 6 条～第 10 条）	2
第 4 章	維持管理負担金（第 11 条）	2
第 5 章	報告（第 12 条～第 17 条）	3
第 6 章	公共下水道管理者の責務（第 18 条～第 21 条）	4
第 7 章	雑則（第 22 条～第 23 条）	5
別記 1	流域下水道への接続に係る軽微な変更（第 3 条関係）	6
別記 2	流域下水道接続基準（第 4 条関係）	6
別記 3	流域下水道使用基準（第 7 条関係）	6
別記 4	下水の水質に関する調査方法（第 14 条関係）	6
別記 5	排出水についての調査及び報告をしなければならない事業場 （第 15 条関係）	7
別記 6	特定事業場等からの排出水の調査方法（第 15 条関係）	7

# 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、流域下水道への流域関連公共下水道の接続、流域下水道の使用その他流域下水道の円滑な運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 流域下水道

福島県が管理する下水道法（昭和33年法律第79号、以下「法」という。）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。

(2) 流域下水道管理者

流域下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理を行う福島県をいう。

(3) 流域関連公共下水道

法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道をいう。

(4) 公共下水道管理者

流域関連公共下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理を行う市町をいう。

## 第2章 流域関連公共下水道の接続

(接続の承認)

第3条 公共下水道管理者は、流域下水道に流域関連公共下水道を接続しようとするときは、当該接続の工事（以下「接続工事」という。）に着手しようとする日の30日前までに、「様式1」の申請書を箇所ごとに流域下水道管理者に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更（別記1に定める軽微な変更を除く。）しようとするときも同様とする。

2 流域下水道管理者は、前項の承認をするときは、当該公共下水道管理者に対し「様式2」の承認書を交付するものとする。

(承認の基準)

第4条 前条第1項の承認の基準は、別記2に定めるとおりとする。

(接続工事の着手の届出及び完了検査)

第5条 公共下水道管理者は、第3条第1項により接続工事の承認を受けて接続工事に着手しようとするときは、あらかじめ「様式3」の届出書を流域下水道管理者に提出しなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の接続工事が完了したときは、直ちに「様式4」の届出書を流域下水道管理者に提出し、流域下水道管理者が指定する職員による検査を受けなければならない。

3 流域下水道管理者は、前項の検査をしたときは、その結果を「様式5」の通知書によ

り速やかに公共下水道管理者に通知するものとする。

### 第3章 流域下水道の使用

(流域下水道の処理開始の通知)

第6条 流域下水道管理者は、流域下水道の処理開始をしようとするときは、法第25条の26の規定により、当該処理開始に係る区域の公共下水道管理者に「様式6」の通知書によりその旨を通知するものとする。

(使用の承認)

第7条 公共下水道管理者は、流域下水道を使用して下水の処理を開始しようとするときは、当該下水を処理すべき区域について、法第9条第2項の規定に基づく公示をする日から起算して30日前までに「様式7」の申請書を流域下水道管理者に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときも同様とする。

2 流域下水道管理者は、前項の承認をするときは、当該公共下水道管理者に対し、「様式8」の承認書を交付するものとする。

(承認の基準)

第8条 前条第1項の承認の基準は、別記3に定めるとおりとする。

(処理開始の公示内容の報告)

第9条 第7条の承認を受けた公共下水管理者は、当該承認を受けた区域について、法第9条第2項の規定に基づく公示をしたときは、当該公示をした日から起算して10日以内に、公示の内容を「様式9」の報告書により、流域下水道管理者に報告しなければならない。

(区域外流入の協議)

第10条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の処理区域外の者に対し法第24条第1項第3号の規定により流域関連公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ「様式10」の協議書により流域下水道管理者に協議しなければならない。

### 第4章 維持管理負担金

(維持管理負担金の算定方法等)

第11条 法第31条の2に基づく流域下水道の維持管理に要する費用に係る関連市町負担金の算定及び徴収方法については、知事が別に定める。

## 第5章 報 告

(下水道普及状況等の報告)

第12条 公共下水道管理者は、前年度末の流域関連公共下水道の普及状況等について、毎年5月31日までに、「様式11」の報告により流域下水道管理者に報告しなければならない。

(接続承認申請予定の報告)

第13条 公共下水道管理者は、次年度において予定している第3条及び第7条の規定に基づく申請の概要について、毎年2月末日までに、「様式12」の報告書により流域下水道管理者に報告しなければならない。

(流域下水道へ流入する下水の水質の報告)

第14条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質について、別記4に定めるところにより調査し、その結果を毎年6月30日及び12月25日までに、「様式13」の報告書により流域下水道管理者に報告しなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の調査により、異常な結果が測定された場合は、速やか原因を調査し、その結果を流域下水道管理者に報告しなければならない。

(特定事業場からの排出水の報告)

第15条 公共下水道管理者は、法第12条の2に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）及び別記5に定める事業場から流域関連公共下水道へ排除される下水の水質について、別記6に定めるところにより調査し、その結果を調査した月の翌月の末日までに、「様式14」の報告書により流域下水道管理者に報告しなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の調査を行うに当たっては、あらかじめ、流域下水道管理者と協議してその年度の調査の実施計画を定め、毎年2月末日までに、「様式15」の報告書により流域下水道管理者に報告しなければならない。

(特定施設等の設置等に係る通知)

第16条 公共下水道管理者は、法第12条の10の規定に基づく流域下水道管理者への通知を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して20日以内に「様式16」の通知書により行わなければならない。

(1) 法第12条の3、第12条の4、第12条の7及び第12条の8第3項の規定による届出に係る事項の通知 \_\_\_\_\_ 当該届出を受理した日

(2) 法第12条の5の規定による命令の内容の通知 \_\_\_\_\_ 当該命令した日

2 公共下水道管理者は、工事又は事業場から下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号、又は第9条の5第1項各号に定める基準に適合しない下水を流域関連公共下水道に排除する原因となる施設（特定施設を除く。以下「悪質下水排出施設」という。）を当該工場若しくは事業場に設置しようとする者、又はその設置者に対し、次に定めるところにより届出をするよう指導し、及びその届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該届出があった日から起算して20日以内に、「様式17」の通知書により流域下水道管理者に通知しなければならない。

(1) 悪質下水排出施設を設置しようとする者、又はその設置者に対しては、法第12条の

3 第1項若しくは第3項、又は第12条の7の規定に準じ、公共下水道管理者に届出をさせること。この場合において、これらの規定中「特定施設」とあるのは「悪質下水排出施設」と読み替えるものとする。

(2) 悪質下水排出施設の設置の届出をした者から当該届出に係る悪質下水排出施設を譲り受け、又は借り受けた者に対しては、当該譲り受け、又は借り受けた日から起算して30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届出させること。

3 公共下水道管理者は、法第12条又は法第12条の11の規定に基づく除害施設について、その設置届出について指導し、当該届出を受理したときは前項第1号に定める規定に準じて、「様式18」の通知書により流域下水道管理者に通知しなければならない。

(流域関連公共下水道の利用者に対する処分の通知)

第17条 公共下水道管理者は、法第37条の2又は第38条の規定による処分等で流域下水道の維持管理に関連するものを行ったときは、「様式19」の通知書により速やかに流域下水道管理者に通知しなければならない。

## 第6章 公共下水道管理者の責務

(公共下水道条例の制定)

第18条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の維持管理に係る条例を定めようとする場合は、あらかじめ流域下水道管理者に意見を聞かなければならない。なお、条例を改正しようとする場合も同様とする。

(特定事業場等監視義務)

第19条 公共下水道管理者は、特定事業場又は悪質下水排出施設を設置する工場若しくは事業場から流域関連公共下水道へ排除される下水の水質等の状況を常時監視し、必要がある場合は、法第37条の2又は第38条の規定による処分等を行う等適切な措置を講じるものとする。

(公共下水道巡視義務)

第20条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を定期的に巡視し、必要に応じて清掃又は補修等の適切な措置を講じるものとする。

(調査義務)

第21条 公共下水道管理者は、流域下水道管理者から要請があった場合は、次の各号に掲げる調査を行わなければならない。

- (1) 特定事業場又は悪質下水排出施設を設置する工場若しくは事業場から流域関連公共下水道へ排除される下水についての調査。
- (2) 異常水質に関する追跡調査。
- (3) 流域下水道に流入する下水水量に関する調査。
- (4) その他流域下水道管理者が必要とする調査。

## 第7章 雑 則

(申請・報告等)

第 22 条 この要綱の規定により提出する承認申請及び報告等の書類並びに図面の提出部数は正副 2 部とし、福島県流域下水道建設事務所長を経由するものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めのない事項については、流域下水道管理者と公共下水道管理者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 62 年 11 月 19 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に行った手続き等については、この要綱の規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 8 日から施行する。

## 別記 1

### 流域下水道への接続に係る軽微な変更（第 3 条関係）

次の各号に該当する変更以外の変更とする。

- 1 計画処理区域の変更
- 2 接続位置及び高さの変更
- 3 接続管の構造、材質及び能力の変更

## 別記 2

### 流域下水道接続基準（第 4 条関係）

- 1 流域下水道に流域関連公共下水道を接続する箇所は、流域下水道管理者が指定する接続マンホールであること。
- 2 流域下水道との接続については、最終端マンホールを設けて接続管で接続し、接続マンホール内を副管で流入させること。
- 3 最終端マンホールは、流量を観測できるような構造とし、また水質検査を行うことから安全に採水作業が出来るような構造とする。
- 4 上記の施工は公共下水道管理者が行い、時期については、原則として流域のマンホール施工時と同時に行うこととする。また、維持管理についても公共下水道管理者が行うこととする。
- 5 同時施工が困難な場合は、公共下水道管理者が接続管の位置、高さ等を流域下水道管理者に明示し後年度公共下水道管理者施工とする。
- 6 この事項に定めのないものについては、流域下水道管理者と別途協議することとする。

## 別記 3

### 流域下水道使用基準（第 7 条関係）

- 1 承認区域は、法第 25 条の 26 の規定に基づき流域下水道管理者が通知した区域内であること。
- 2 承認汚水量は、流域下水道の能力の範囲内であること。
- 3 承認に係る接続工事について第 5 条第 2 項の検査に合格していること。

## 別記 4

### 下水の水質に関する調査方法（第 14 条関係）

- 1 水質の調査回数  
各最終端マンホール毎に毎年 2 回調査すること。
- 2 水質の調査日  
4 月～5 月及び 10 月～11 月の雨の影響のない日とすること。
- 3 水質の調査方法  
(1) 試料  
最終端マンホールにおいて、水質が調査する日の平均を示していると推定される時刻に、水深の中層部から採水し、試料とすること。



なお、一日のコンポジットサンプル（24 時間採水し（その回数は 2 時間に 1 回とする）、その流量比で混合した混合試料）が自動的に得られる場合は、この限りでない。

(2) 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検査方法に関する省令（昭和 37 年厚生省、建設省令第 1 号）に定められた方法とする。

(3) 分析項目

分析項目は、別紙様式 13 の調書に掲げる全項目とすること。ただし、流域下水道管理者との協議により、「ジクロロメタン」から「セレン及びその化合物」までの項目及び「1, 4-ジオキサン」、「ダイオキシン類」で、各処理分区内の事業場の操業内容を勘案し、分析の必要がないと認められるものについては除外することができる。

別記 5

**排水水についての調査及び報告をしなければならない事業場（第 15 条関係）**

- 1 ガソリンステーション（ガソリンスタンド、給油所等）
- 2 運送業

ただし、日平均排出量 50m<sup>3</sup> 以下の事業場は原則として除外する。

別記 6

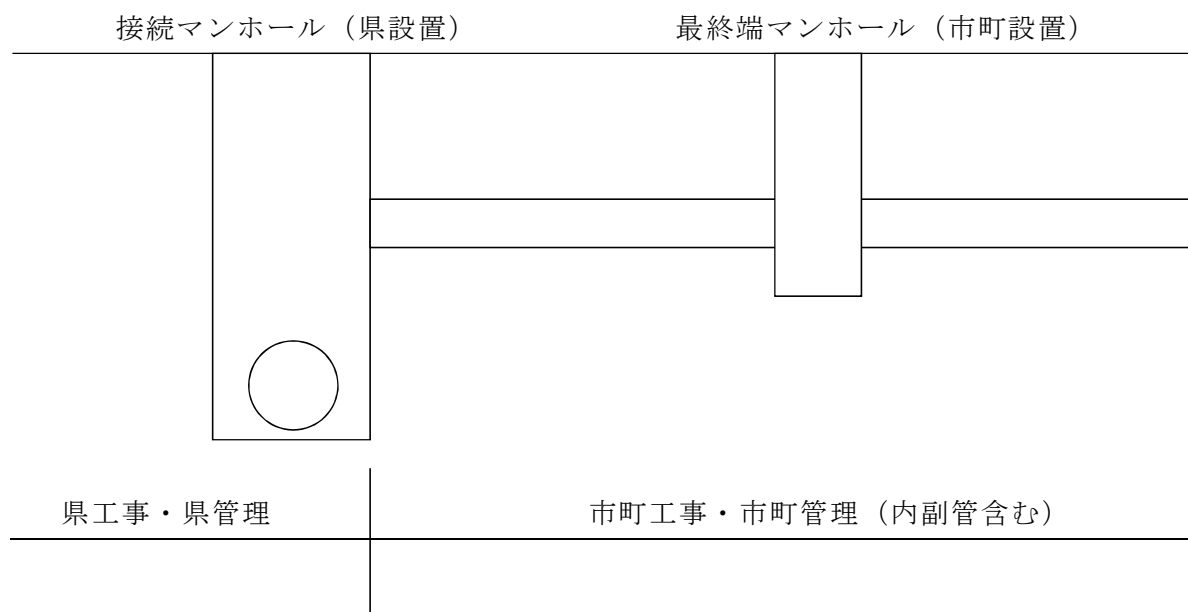
**特定事業場からの排水水の調査方法（第 15 条関係）**

	区 分	要 領		
		対 象	回 数	
1	調査対象及び 調査回数	下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項各号及び第 9 条の 8 に掲げる物質を取扱っているもの		年 3 回 以上
		上記以外のもの	日平均排出量が 50m <sup>3</sup> を超えるもの	年 2 回 以上
			日平均排出量が 50m <sup>3</sup> 以下のもの	原則として不要
2	採 水 場 所	流域関連公共下水道への各排出口		
3	分 析 方 法	下水の水質の検査方法に関する省令（昭和 37 年厚生省、建設省令第 1 号）に定められた方法		
4	分 析 項 目	当該特定施設から排出される可能性のある項目、物質等		
5	そ の 他 の 調 査 事 項	特定事業場の指導指針（昭和 62 年 3 月 14 日福島県土木部下水道課制定）による。		

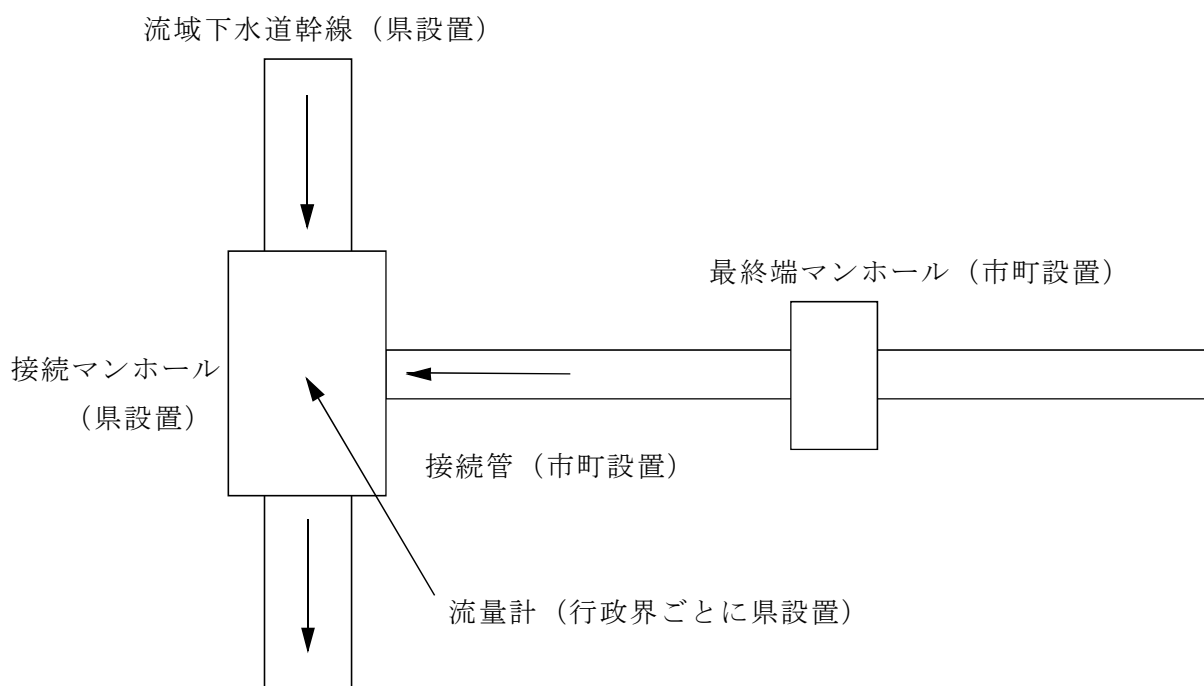
(別記2関係)

### 接続基準図

#### 縦断図

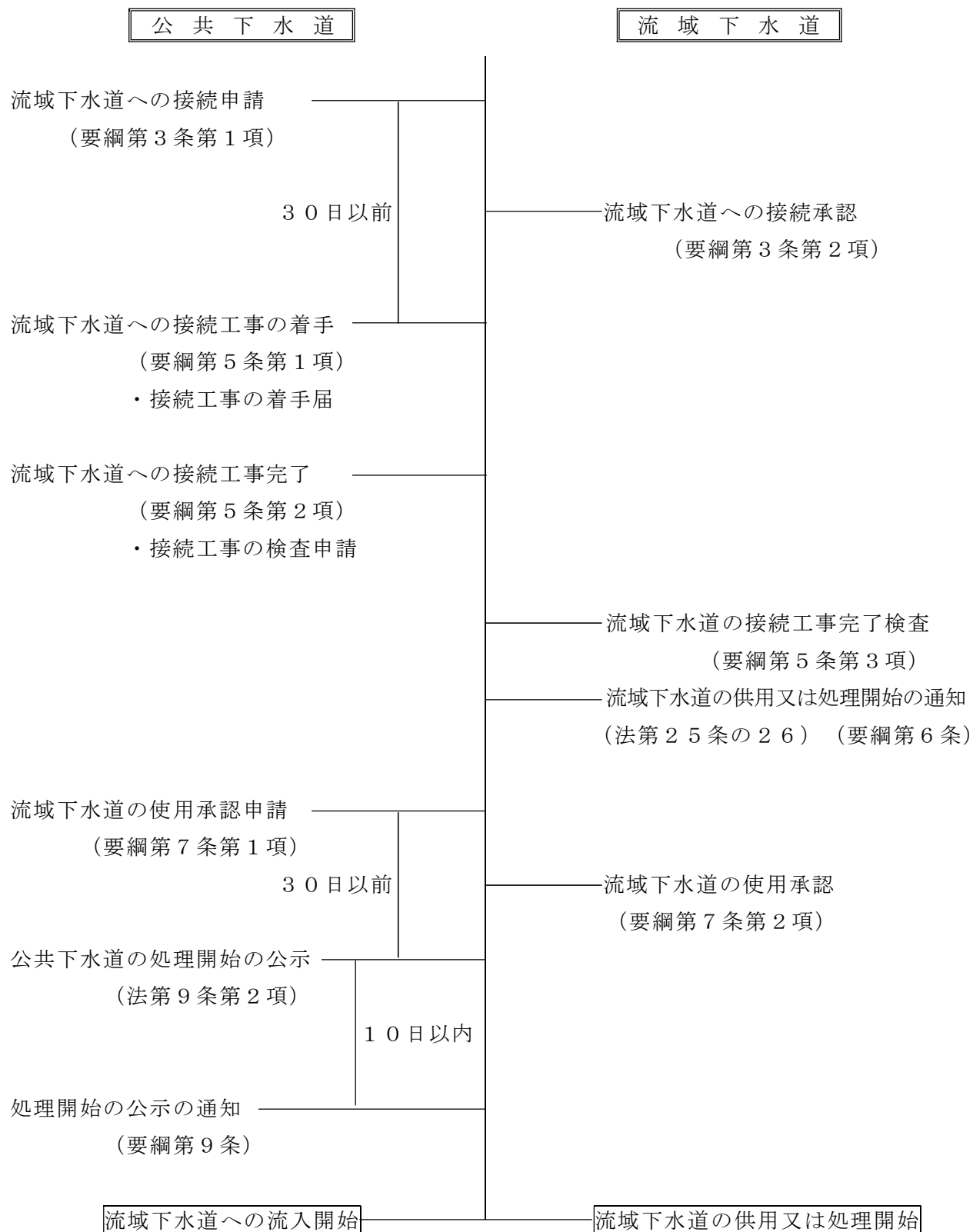


#### 平面図



(参考資料)

[供用又は処理開始・流入開始までの手順]





## 様式作成要領

### ○ 様式 1 関係

#### 1 別表「流域下接続（変更）調書」の作成

##### (1) 接続箇所名

当該接続箇所の地名、地番を記入すること。

##### (2) 接続箇所番号及び処理分区名

流域下水道管理者が指定（「流域下水道処理計画一般図」参照）した番号及び処理分区名を記入すること。

##### (3) 1人1日時間最大汚水量

当該流域下水道全体計画と接合した1人1日当たりの汚水量原単位とする。

##### (4) 計画面積、計画人口及び晴天時時間最大汚水量

当該処理分区の流域下水道全体計画と接合すること。

##### (5) 公共下水道最終端管渠

最終端孔に上流側から接続される公共下水道施設の管渠とし、管種、口径（内径）、こう配、地盤高、管底高及び土かぶりを記入すること。なお、地盤高及び土かぶりは、小数点第2位まで、管底高は小数点第3位まで記入する。また、地盤高は、T・Pとする。

#### 2 添付図面の作成

##### (1) 処理分区平面図（縮尺：2，500分の1程度）

ア 接続箇所：赤色の↓印及び番号

イ 処理区域：赤色（区域界をぼかす）

ウ 流域下水道幹線、公共下水道管渠及び名称：黒色

##### (2) マンホール構造図

ア 平面図（縮尺：500分の1程度）

イ 縦断図（〃：縦100分の1、横500分の1程度）

ウ 横断図（〃：100分の1程度）

エ マンホール構造図（〃：50分の1程度）

オ 位置図（〃：2，500分の1程度）

(3) 接続に際し、他の施設の管理者の許可を要する場合は、その許可証の写しを添付すること。

### ○ 様式 7 関係

#### 1 別表 1 「総括表」の作成

##### (1) 既承認欄

総汚水量：家庭及び営業汚水量、工業排水量並びにその他の水量を合計した値を処理分区ごとに記入すること。

(2) 新規（追加）欄

別表2「汚水量調書」の新規（追加）欄の集計した数値をそれぞれ記入すること。

2 別表2「汚水量調書」の作成

この調書は、追加のある処理分区について、処理分区毎に次の事項を記入すること。

(1) 既承認欄

ア 人口、面積

当該処理分区の人口及び面積をそれぞれ記入すること。

イ 家庭及び営業汚水量

流域下水道管理者の指定した汚水量原単位を使用して、次の式により算出した値を記入すること。

$$\text{家庭及び営業汚水量（\%／日）} = \text{汚水量原単位（／日、人）} \times 1 / 1000 \\ \times \text{当該処理分区既承認区域内人口（人）}$$

ウ 工場排水量

当該処理分区間の既承認区域内に設置されている全特定事業場及びその他の工場又は事業場（下水道未使用なものも含む。）の水の使用量の合計で、日平均水量を記入すること。

エ その他

要綱第12条に基づく「下水道普及実績調書」のI/Aの欄の平均値（以下「地下浸入水等原単位 $\% / \text{ha}$ 、日」という。）を使用して、次の式に算出した値を記入すること。

$$\text{その他（\%／日）} = \text{地下浸入水等原単位（\%／ha、日）} \times \text{既承認区域面積（ha）}$$

(2) 新規（追加）欄

ア 人口、面積

申請に伴う追加面積及びその区域内の申請時における人口を、処理区分区ごとにそれぞれ記入すること。

イ 家庭汚水量

流域下水道管理者の指定した汚水量原単位を使用して次の式により算出すること。

$$\text{家庭及び営業汚水量（\%／日）} = \text{汚水量原単位（／日、人）} \\ \times 1 / 1000 \times \text{追加区域内人口（人）}$$

ウ 工場排水量

別表3「工場等調書」に記された日平均排水量の合計を記入すること。

エ その他

(1)で用いた地下水等の量を記入すること。

オ 総汚水量

家庭及び営業汚水量、工業排水量並びにその他の水量の合計を記入すること。

(3) 申請欄

既承認欄、新規（追加）欄の合計をそれぞれ記入すること。

3 別表3「工場等調書」の作成

(1) 対象事業場

申請追加区域に設置されているもので、次に掲げる事業場は全て記入すること。

ア 全特定事業場（旅館業は除く。）

イ その他

要綱別記 5 に掲げる全事業場

(2) 特定施設の番号欄

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の特定施設番号を記入する。なお、特定施設に該当しない事業場は記入しないこと。

(3) 除害施設の名称欄

事業場で所有している全ての施設を記入すること。

〔例〕沈降分離装置、油水分離装置

(4) 将来の下水道使用の有無及び放流先河川名欄

事業場の排出水の水質を勘案し、法第 10 条第 1 項のただし書による「許可」のできない事業場について有を○で囲み、できるものについては無を○で囲む。なお、放流先河川名を下段に記入すること。

(5) 排水の分析結果

全特定事業場及び要綱別記 5 に掲げる全事業場について、公害部局における水質分析結果又は公共下水道管理者の行った分析結果を添付すること。

ただし、重金属類を取扱っている特定事業場及び病院以外の事業場で日最大排水量 50%以下の事業場は除く。

(6) 排水の状況及び対策欄

排水の状況は、公害部局等の試料を収集し、前記排水の分析結果を勘案して記入すること。

4 添付図面の作成

(1) 処理計画一般図（縮尺：10,000～25,000分の1程度）

ア 全体計画処理区域 : 茶色

イ 新規（追加）区域 : 赤色ぼかし

ウ 既承認区域 : 黄色ぼかし

エ 区域外流入区域 : 緑ぼかし

オ 流域下水道幹線、公共下水道管渠及び名称 : 黒色

カ 特定事業場等の所在地 : 別表 3 の番号欄の数字を図面に黒色で記入し、○で囲む。

○ 様式 11 関係

1 別表「令和 年度末下水道普及実績調書」

(1) 行政人口（A）から水洗化率（世帯）F/Dまでの欄

3月末日現在の値をそれぞれ記入すること。

(2) 下水水量欄

ア 工場排水量（H）、家庭及び営業汚水量（I）

有収水量より日平均排水量を算出し、記入すること。

イ 下水量計

負担金算定下水量の日平均排水量を記入すること。

ウ その他

下水量計から工場排水量、家庭及び営業汚水量を差引いた水量（地下水等の不明水量）を記入すること。

(3) I/DからJ/Cまでの欄

3月末日現在の値をそれぞれ使用して算出すること。

○ 様式12関係

1 別表「流域下水道使用承認申請予定調書」の作成

この調書には、当該年度末までに使用承認を受けた処理分区及び次年度において使用承認申請を行う予定の処理分区について処理分区ごとに記入すること。

(1) 前年度累計欄の総汚水量の計

様式7関係別表1の既承認の総汚水量を記入すること。

(2) 前年度累計欄の各処理分区総汚水量

様式7関係別表2の既承認の総汚水量を記入すること。

(3) 承認申請予定に係る総汚水量

様式7関係別表2の新規（追加）の総汚水量を記入すること。

2 添付図面の作成

(1) 処理計画一般図（縮尺：10,000～25,000分の1程度）

ア 事業認可区域 : 紫色 1点鎖線

イ 次年度施行区域 : オレンジ色ぼかし

ウ 当該年度までの施行区域 : 緑色ぼかし

エ 次年度使用承認申請予定区域 : オレンジハッチング

オ 当該年度までの使用承認区域 : 緑色ハッチング

カ 流域下水道幹線 : 黒色

キ 接続箇所 : 赤色 矢印(↓)

ク 処理分区境界 : 茶色 実線

○ 様式16関係

この通知書には、届出については当該届出書の写しを、命令については当該命令書の写しを添付すること。

○ 様式17関係、様式18関係

これらの通知書には届出の写しを添付すること。

○ 様式19関係

この通知書には命令書等の写しを添付すること。



様式1（第3条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

流域下水道接続（接続変更）承認申請書

流域下水道に流域関連公共下水道を接続したいので、福島県流域下水道維持管理要綱第3条第1項の規定により、関係書類（流域下水道接続調書、処理分区平面図、マンホール構造図）を添えて申請します。

様式2（第3条関係）

令和 年 月 日  
第 号

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名 様

福島県流域下水道管理者  
福島県知事 印

流域下水道接続（接続変更）承認書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった流域下水道への接続  
（接続変更）については、申請のとおり承認します。

様式3（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

接続工事着手届

令和 年 月 日付 第 号で承認を受けた流域下水道への接続  
について、令和 年 月 日から工事に着手するので、福島県流域下水道維持管  
理要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

様式4（第5条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

接続工事完成検査請求書

令和 年 月 日付 第 号で承認を受けた接続工事が完成した  
ので、福島県流域下水道維持管理要綱第5条第2項の規定により検査請求します。

備考：この請求書は、接続工事の完成後直ちに提出すること。

様式5（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名 様

福島県流域下水道管理者  
福 島 県 知 事 印

流域関連公共下水道の流域下水道への接続工事の検査結果について（通知）

令和 年 月 日付 第 号で検査請求のあった接続工事の検査結果を、福島県流域下水道維持管理要綱第5条第3項の規定により通知します。

流域下水道名	
流域下水道幹線名	
接続箇所番号	
処理分区名	
接続承認年月日	
工事完了年月日	
検査年月日	
検査結果	合 格 ・ 不 合 格
不合格の理由	

様式6（第6条関係）

令和 年 月 日  
第 号

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名 様

福島県流域下水道管理者  
福島県知事 印

### 流域下水道の処理開始通知書

このことについて、別紙のとおり処理開始しますので、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の26の規定により通知します。

別紙（様式6 関係）

市町名

流域下水道名			
処理開始年月日	年      月      日		
処理すべき区域	処理分区		ヘクタール
処理開始する 排水施設の名称 及び位置	幹線名		
	位置	起点	
		終点	
排除方法			

様式7（第7条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

流域下水道使用（使用変更）承認申請書

流域下水道を使用して下記区域について下水の処理を開始したいので、福島県流域下水道維持管理要綱第7条第1項の規定により、関係書類（申請総括表、汚水量調書、工場等調書、処理計画一般図、新規（追加）区域内工場等位置図）を添えて申請します。



様式8（第7条関係）

令和 年 月 日  
第 号

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名 様

福島県流域下水道管理者  
福 島 県 知 事 印

流域下水道使用（使用変更）承認書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった流域下水道の使用（使用変更）については、申請書のとおり承認します。

様式9（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

流域関連公共下水道の処理開始の公示について（報告）

このことについて、福島県流域下水道維持管理要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 流域下水道名
- 2 使用承認年月日
- 3 公示年月日
- 4 処理開始年月日
- 5 公示区域 (平面図)
- 6 使用承認年月日 h a
- 7 公示面積 h a (累計 h a)

備考：1 この報告は、処理開始の公示した日から起算して10日以内に行うこと。  
2 平面図の縮尺は1/5,000～1/10,000とすること。

様式10（第10条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

区域外流入協議書

下水道法（昭和33年法律第79条）第24条第1項第3号に規定する流域関連公共下水道の使用について、福島県流域下水道維持管理要綱第10条の規定により、関係書類を添えて協議します。

公共下水道名	〇〇〇公共下水道
接続箇所番号	阿武隈川上流流域下水道（〇〇処理区） 〇〇幹線 〇-〇
処理分区名	〇〇〇〇〇分区
流入予定区域	〇〇〇町〇〇字〇〇

- 備考：1 流入予定区域は、区域内の地名を町・丁目又は字名まで記入すること。  
2 この協議書には、区域外流入の許可申請書の写しを添付すること。

様式11 (第12条関係)

第 号  
令和 年 月 日

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長氏名

流域関連公共下水道の普及状況等について(報告)

令和 年度末の流域関連公共下水道の普及状況等は、別紙調書のとおりです。

備考：この報告は毎年5月31日までに行うこと。

様式12（第13条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

使用承認申請の予定について（報告）

このことについては、別紙調書及び図面のとおりです。

備考：この報告は、毎年2月末日までに行うこと。

様式13（第14条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

流域下水道流入下水水質調査

備考：この報告は、毎年6月30日及び12月25日までにを行うこと。

様式14（第15条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

特定事業場等排出水の調査結果について（報告）

このことについては、別紙調書のとおりです。

備考：この報告は、調査した月の翌月の末日までに行うこと。

様式15（第15条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

特定事業場等調査検討の計画について（報告）

このことについては、別紙のとおりです。

備考：この報告は、毎年2月末日までに行うこと。



様式16 (第16条関係)

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市(町)公共下水道管理者  
市(町)長 氏 名

特定施設に係る届出(変更命令)について(通知)

このことについては、届出を受理  
計画変更を命令したので、下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の10の規定により通知します。

備考: この通知は、届出を受理(処分)した日から起算して20日以内に行うこと。

様式17（第16条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

悪質下水排出施設に係る届出について（通知）

このことについては、届出を受理したので、福島県流域下水道維持管理要綱第16条第2項の規定により通知します。

備考：この通知は、届出を受理した日から起算して20日以内に行うこと。

様式18（第16条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

除害施設に係る届出について（通知）

このことについて届出を受理したので、福島県流域下水道維持管理要綱第16条第3項の規定により通知します。

備考：この通知は、届出を受理したときに速やかに行うこと。

様式19（第17条関係）

令和 年 月 日  
第 号

福島県流域下水道管理者  
福島県知事

市（町）公共下水道管理者  
市（町）長 氏 名

流域関連公共下水道使用者に行った処分について（通知）

このことについて に対して別紙写しのとおり措置したので、福島県流域下水道維持管理要綱第17条の規定により通知します。

備考：この通知は、処分を行ったときに速やかに行うこと。

別表（様式1関係）

流域下水道接続（変更）調書

市 町 名				流域下水道名			流域下水道幹線名			
接続箇所				接続箇所番号			接続申請年月日			
接続承認番号年月日				公共下水道幹線名			流入予定年月	年 月		
工 期								1人1日時間 最大汚水量		
処 理 区 分 分 区 名	区 分	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	晴天時時間最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)						
				家庭及び営業汚水量	工場排水量	地下水量	計			
	分 流									
	計									
		管 種	径 延 長	こう配 (0/00)	地 盤 高 (m)	管 底 高 (m)	土かぶり (m)			
公 共 下 水 道 最 終 端 管 渠			φ (mm)			下流				
接 続 管			φ (mm)			上流				
			L = (m)			下流				
取 付 管			φ (mm)			上流				
			L = (m)			下流				
雨水吐き口の位置 及び放流先河川名										
作成担当者名		所属課係名		電話		(内線 )				

別表 1 (様式 7 関係)

申 請 総 括 表

市町村名		前回の使用 (使用変更) 申請年月日			年 月 日		整理番号		
区分	計 画			流 入					
	面 積 (h a)	人 口 (人)	総汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	面 積 (h a)	人 口 (人)	家庭及び 営業汚水量	工 場 排 水 量	そ の 他	総汚水量
既承認	分流区域								
	計								
新追加	分流区域								
	計								
計	分流区域								
	計								
作成担当者		所属課係名			電話		(内線 )		



別表3(様式7関係)

工場等調書

(市町村名 )

処 理 分 区 名								整理番号	
既承認 区域	A 下水道使用工場の排水量				B 下水道未使用工場の排水量			計 (A+B)	
	(m3/日)				(m3/日)			(m3/日)	
新規追加区域	番号	特定施設の 番号	会社名	業 種	所 在 地	日平均 排水量 (m3/ 日)	除害施設の名称	将来の下水道 使用の有無	排水の状況及び対策
								放流先河川名	
								有 無	
								有 無	
								有 無	
								有 無	
								有 無	
								有 無	
								有 無	
								有 無	
					C 計(有の計) (m3/日)			D(無の計) (m3/日)	
申 請 区 域	下水道使用工場の排水量(A+B)							計(A+B+C+D)	
	(m3/日)				(m3/日)			(m3/日)	



別表(様式11関係)

年度末下水道普及実績調書

(市町村名 )

区分	処理分区名	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
			処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区
A	行政人口(人)		/	/	/	/	/	/	/	/
B	処理分区内人口(人)									
C	処理区域面積(ha)									
D	処理区域内人口(人)									
E	処理区域内水洗化人口(人)									
F	処理区域内世帯数									
G	処理区域内水洗化世帯数									
	普及率(D/A)(%)		/	/	/	/	/	/	/	/
	水洗化率(人口)(E/D)(%)									
	水洗化率(世帯)(F/D)(%)									
下水道量	H 工場排水量 (m3/日)		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	事業所数		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	I 家庭及び営業汚水量 (m3/日)									
	J その他 (J=K-(H+I)) (m3/日)									
	K 計 (m3/日)									
汚水量原単位 (m3/日/人)	I/D 対処理人口									
	I/E 対水洗化人口									
浸入水等原単位 J/C (m3/日・ha)										

作成者名: 所属課係名:

電話

(内線 )

別表(様式12関係)

年度流域下水道使用承認申請予定調書

(市町名 )

処理分区名 項目	計			( 処 理 分 区 )			( 処 理 分 区 )			( 処 理 分 区 )			( 処 理 分 区 )			( 処 理 分 区 )		
	面積 (ha)	人口 (人)	総汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	面積 (ha)	人口 (人)	総汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	面積 (ha)	人口 (人)	総汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	面積 (ha)	人口 (人)	総汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	面積 (ha)	人口 (人)	総汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	面積 (ha)	人口 (人)	総汚水量 (m <sup>3</sup> /日)
前年度累計																		
年4月																		
5月																		
6月																		
7月																		
8月																		
9月																		
10月																		
11月																		
12月																		
年1月																		
2月																		
3月																		
年度計																		
年度末累計																		
備考																		

作成担当者名:

所属課係名:

電話

(内線 )

別表(様式13関係)

## 流域下水道流入下水水質調査

市 町 名				整理番号
流域下水道名				
流域下水道幹線名				
接続箇所及び接続箇所番号				
公共下水道幹線名				
処理分区名				
採水年月日	年	月	日	天候 ( )
分析完了年月日	年	月	日	
分析実施形態	自主		委託(委託機関名)	
項目	単位	流入下水の水質		備考
外観				
水温	℃			
透視度	度			
水素イオン濃度				
生物化学的酸素要求量	mg/l			
浮遊物質	mg/l			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/l			
(動植物油脂類含有量)	mg/l			
沃素消費量	mg/l			
ガドミウム及びその化合物	mg/l			
シアン化合物	mg/l			
有機リン化合物	mg/l			
鉛及びその化合物	mg/l			
六価クロム化合物	mg/l			
砒素及びその化合物	mg/l			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l			
アルキル水銀化合物	mg/l			
ポリ塩化ビフェニル	mg/l			
トリクロロエチレン	mg/l			
テトラクロロエチレン	mg/l			
ジクロロメタン	mg/l			
四塩化炭素	mg/l			
1,2-ジクロロエタン	mg/l			
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			
チウラム	mg/l			
シマジン	mg/l			
チオベンカルブ	mg/l			
ベンゼン	mg/l			
セレン及びその化合物	mg/l			
ほう素及びその化合物	mg/l			
ふっ素及びその化合物	mg/l			
1,4-ジオキサン	mg/l			
フェノール類	mg/l			
銅及びその化合物	mg/l			
亜鉛及びその化合物	mg/l			
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l			
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l			
クロム及びその化合物	mg/l			
ダイオキシン類	pg/l			
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/l			

作成担当者名

所属課係名

電話

(内線 )

別表(様式14関係)

## 特定事業場等排水水質調書

市 町 名		処理分区名	整理番号	審査結果			
流域下水道名		処理開始年月日	年 月 日				
接続幹線名		接続箇所番号					
会社		採水年月日	年 月 日				
所在地		下水道使用開始年月日	年 月 日				
業種		除害施設設置年月日	年 月 日				
汚水の種類		日最大	(m3/日)				
使用原材料名		排水量	日平均 (m3/日)				
汚水の処理法		排水口の位置					
項目	排除基準	排水の水質	水質分析年月日			排除基準違反の理由	
外観							
水温(°C)	45未満						
水素イオン濃度(pH)	5~9						
生物化学的酸素要求量(mg/l)	600以下						
浮遊物質(mg/l)	600以下						
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)(mg/l)	5以下						
(動植物油脂類含有量)(mg/l)	30以下						
沃素消費量(mg/l)	220未満						
カドミウム及びその化合物(mg/l)	0.03以下						
シアン化合物(mg/l)	1以下						
有機リン化合物(mg/l)	1以下						
鉛及びその化合物(mg/l)	0.1以下						
六価クロム化合物(mg/l)	0.2以下						
砒素及びその化合物(mg/l)	0.1以下						
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(mg/l)	0.005以下						
アルキル水銀化合物(mg/l)	検出されないこと						
ポリ塩化ビフェニル(mg/l)	0.003以下						
トリクロロエチレン(mg/l)	0.3以下						
テトラクロロエチレン(mg/l)	0.1以下						
ジクロロメタン(mg/l)	0.2以下						
四塩化炭素(mg/l)	0.02以下						
1,2-ジクロロエタン(mg/l)	0.04以下			排除基準違反に対する措置内容			
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	1以下						
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	0.4以下						
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)	3以下						
1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)	0.06以下						
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)	0.02以下						
チウラム(mg/l)	0.06以下						
シマジン(mg/l)	0.03以下						
チオベンカルブ(mg/l)	0.2以下						
ベンゼン(mg/l)	0.1以下						
セレン及びその化合物(mg/l)	0.1以下						
ほう素及びその化合物(mg/l)	10以下						
ふっ素及びその化合物(mg/l)	8以下						
1,4-ジオキサン(mg/l)	0.5以下						
フェノール類(mg/l)	5以下						
銅及びその化合物(mg/l)	3以下						
亜鉛及びその化合物(mg/l)	2以下						
鉄及びその化合物(溶解性)(mg/l)	10以下						
マンガン及びその化合物(溶解性)(mg/l)	10以下						
クロム及びその化合物(mg/l)	2以下						
ダイオキシン類(pg/l)	10以下						
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素化合物(mg/l)	380未満						
除害施設の管理状況							

作成担当者名:

所属課係名:

電話

(内線 )

